

過去に北海道職員等の退職手当に関する条例に基づく失業者の退職手当を受給された方へ

(失業者の退職手当の追加給付が生じる可能性があります)

1 概要

失業者の退職手当は「北海道職員等の退職手当に関する条例」第10条に基づき、厚生労働省が所管する「毎月勤労統計調査」を利用して基本手当日額等の計算を行い、支給額を決定しています。

厚生労働省が実施した過去の毎月勤労統計調査において不適切な取扱いが行われたことにより、平成16年8月1日以降の雇用保険の基本手当日額が変更されることとなりました。このことに伴い、過去に給付していた失業者の退職手当について追加給付が生じる可能性があります。

※受給時期によって異なりますが、追加給付額は一人当たり平均542円となっております（平成25年4月1日～令和元年5月16日までの受給者）。

2 対象者

平成16年8月1日から令和元年5月16日の期間に受給していた方のうち、過小給付となっており、かつ追加給付を希望される方

3 追加給付の手続き

(1) 平成16年8月1日～平成25年3月31日の期間に受給されていた方

追加給付が発生するかどうかを確認しますので、下記「受給の事実が確認できる書類」をご準備のうえ、「6 お問い合わせ先」までご連絡ください。追加給付が発生する場合は、必要書類を送付いたしますので、記入のうえ、ご返送ください。

【受給の事実が確認できる書類】

いずれか1つをご準備ください。

- ・失業者の退職手当受給資格票
- ・失業者の退職手当が振り込まれた当時の金融機関等の通帳の写し（受給中の全ての期間分）

(2) 平成25年4月1日から令和元年5月16日の期間に受給されていた方

上記期間に受給されていた方のうち、追加給付の対象となる方については、退職時の住所宛に追加給付に係る書類を送付していますので、必要書類に記入の上、ご返送ください。

ただし、退職時から住所が変わっているなど、書類が届かない場合は、「6 お問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 御連絡いただいた際に、氏名、退職年月日、退職時の所属、失業者の退職手当を受給されていた時期等を確認させていただきますので、ご準備の上、御連絡いただきますようお願い申し上げます。

4 追加給付日

書類到着後、1か月程度で給付予定です。給付日が決まりましたら、文書にてご案内いたします。

5 期限

令和6年10月1日（火）

6 その他

御不明点は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

お問い合わせ先

〒060-8520

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部警務部警務課補償係

電話011-251-0110（内線2668）

<御注意ください>

本件に関して、北海道警察が以下を行うことは絶対にありませんので御注意ください。

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・直接訪問して通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること
- ・金銭を要求したり、手数料の振り込みを求めること
- ・電話や郵便物により暗証番号を確認すること